平成２２年（フ）第１８２５１号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代公団住宅38号館304号室
債務者　市原晃太郎
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０７７号
仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番11号
破産者　有限会社尾山工務店
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１８年（フ）第５６３号
山形県天童市鎌田１丁目10番１号
破産者　株式会社千恵企画
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１号
川崎市川崎区大師駅前２丁目８番16号
破産者　合資会社近藤螺子製作所
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
川崎市麻生区百合丘１丁目16番２
破産者　有限会社セブンソフト
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８４９号
名古屋市熱田区切戸町２丁目88番地
破産者　株式会社オフィス・ワン
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０４号
名古屋市東区白壁１－１、住民票上の住所名古屋市中区松原３丁目４番27号　Ｓｃｕｄｅｔｔｏ　Ｍａｔｓｕｂａｒａ903号
破産者　宮崎　教夫
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８８号
名古屋市中区栄５丁目25番26号
破産者　株式会社ケイ・エス・ケイ
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５８号
名古屋市緑区池上台２丁目89番地の３
破産者　株式会社アイ・エム・アイ貿易
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８号
三重県四日市市大字泊村966番地
破産者　田中　　稔
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第８４５７号
大阪市淀川区西中島５丁目６番13号　新大阪御幸ビル
破産者　株式会社サイテック
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７号
大阪府摂津市一津屋３丁目４番21―201号
破産者　ティケィケィ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８８号
大阪市浪速区幸町２丁目７番３号
破産者　マスター株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５３号
大阪府八尾市南久宝寺３丁目39番地
破産者　元晴化工株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８７号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番25号
破産者　株式会社ホーコー
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７号
堺市堺区向陵東町３丁５番21号
破産者　株式会社ジャパングローバルフーズ
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
大阪市西成区花園北１丁目７番３号
破産者　株式会社フリージア
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号メルベールマウンテンヴィレッジ209、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目29番地の１
破産者　加林　和政
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市甲子園七番町13番７号
破産者　Ｌ＆Ａ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第４９１号
奈良県山辺郡山添村大字大塩812番地の１
破産者　山添製茶株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
岡山市中区倉富252番地12
破産者　ひろみ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２６２号
北海道岩見沢市４条西12丁目３番地６
破産者　双葉商事株式会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部